

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成29年7月20日策定

令和2年7月20日改定

令和5年7月20日改定

令和6年5月31日改定

福井市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市においては、平地と中山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取組を推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間地では、農業者の高齢化や後継者・担い手不足といった課題に加え、鳥獣被害による耕作放棄等の発生も懸念されることから、その発生防止・解消に努めていく。

一方、平地では土地利用型の稲作が盛んであることから、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、本市において作成する「地域計画（※）」に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

さらなる農地の利用最適化の推進のために農業委員会は、市及び農業会議、JA、農地中間管理機構、農業委員会協力員、関係機関・団体等と連携を図るものとする。

各地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を維持していくため、法に基づき、農業委員が担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、福井市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する福井県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する福井市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農地等の利用の最適化の推進に関する長期的な目標を示すものであり、概ね3年ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「最適化活動の目標の設定等」で定め公表する。

※農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤

強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、市が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。

第 2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

目標と実績	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和 6 年 4 月)	7,730ha	21ha	0.27%
目 標 (令和 8 年度末)	7,633ha	18ha	0.24%

注：令和 6 年 4 月の管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積とする。

（2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- 農業委員の担当区域（7 区域）により、農地法で定める利用状況調査と利用意向調査を適正に実施する。（利用状況調査の実施にあたっては、ホームページ、広報紙等で周知する。）

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、適宜実施する。

- 利用状況調査の結果を踏まえ、農地中間管理機構への貸付や新規就農者への農地のあっせんなど農地の利用関係の調整を行う。
- 再生困難な農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確にする。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、「農業委員会サポートシステム」に速やかに反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

（3）遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

（1）担い手への農地利用集積目標

目標と実績	管内の農地面積 (A)	農地利用集積面積 (B)	集積率 (B / A)
現 状 (令和 6 年 4 月)	7,730ha	5,885ha	76.1%
目 標 (令和 8 年度末)	7,633ha	5,897ha	77.3%

注：本市の「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想」の目標に基づき、担い手への農地利用集積率は令和 15 年度に 80%を最終目標としている。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- 「地域計画」の作成と見直しに向けた地域での話し合いの場へ出席し、積極的に関与する。
- 農業委員会は市、機構、農協等と連携し、農地利用の集積・集約化を図る。
- 管内の農地が効率的に集積・集約化されるように地域の実態に応じた農地の利用調整を図り、利用権設定を促進する。
- 所有者不明の農地についても、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。
- 広報紙「農業委員会だより」に、農地中間管理事業に係る農地の出し手及び借り手に対する支援等について掲載することで、更なる農地利用の集積・集約化を推進する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

目標と実績	新規参入者数	新規参入者 取得面積
現 状 (R2 年度～R5 年度の累計)	11 経営体	112ha
目 標 (R6 年度～R8 年度の累計)	8 経営体	8ha

注：新規参入については、これまでの実績と遊休農地の発生状況や認定農業者数の推移などの状況に考慮し設定する。

（２）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- 県の農業委員会ネットワーク機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。
- 若年層の新規就農者の確保を図る必要があることから、農業委員が農地をあっせんするなど、地域で円滑に就農できるよう関与する。
- 担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、機構を活用しながら積極的に企業の参入の推進を図る。
- 農業委員は、新規就農希望者の情報収集や地域の受入条件の整備を図るとともに、新規就農等の受入れとフォローアップに努める。

（３）新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第３ 「地域計画」の目標を達成するための役割

本市において作成する「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、福井市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力